
Terms of Use

神奈川県平塚市明石町26-10
萬福ビル4F

— MILO GYM SHONAN HIRATSUKA

入会利用規約

ご入会前に必ずご確認ください、
必ず同意の上ご入会手続きを行うようお願いいたします。

-入会利用規約-

この利用規約(以下、「本利用規約」といいます。)は、MILO GYM代表 工藤瑠晟(以下、「当社」といいます。)が運営する、「女性専用パーソナルジムMILO GYM」トレーニングサービス+セルフエステ+コラーゲンルーム+リラクゼーション、各種サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し、当社と本サービスをご利用されるお客様(以下、「会員」といいます。)との間に適用されます。

第1条(目的)

当社は、当社の会員となった会員がMILO GYMの施設を利用し、健康維持及び健康増進を図り、心身共に豊かで楽しい生活を実現することを目的とします。

第2条(入会資格)

本サービスの入会資格は、以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。

- (1)各会員区分において会社が別途定める資格に該当する方。
- (2)本利用規約及び「個人情報保護方針」に同意した方。
- (3)満18歳以上の方。但し、満20歳未満の場合は入会時に親権者の同意が必要となります。
- (4)本サービスの利用に堪え得る健康状態であることを当社に申告いただいた方。
- (5)医師等から運動、入浴等を禁止されていない方。
- (6)伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
- (7)妊娠していない方。
- (8)反社会的勢力(暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等。)の関係者でない方。
- (9)過去に本サービスより除名の通告を受けていない方。
- (10)過去に本サービスの利用を禁止されていない方。

第3条(入会の申し込み)

1. 当社が提供する各コースの利用を希望する場合、別紙「パーソナルトレーニング申込書」「セルフエステ入会申込書」(以下、「申込書」といいます。)に必要事項を記載して入会申込を行う必要があります。
2. 未成年の方が入会またはコースの利用契約を締結しようとするときは、会社が別途定める書面により法定代理人(親権者)の同意を得た上で、入会またはコースの利用申込みを行っていただきます。この場合、法定代理人(親権者)は、法令に定めがある場合を除いて、自らの会員資格の有無に関わらず、本利用規約に基づく義務および責任を本人と連帯して負うものとし、

第4条(変更手続き等)

1. 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
2. 会社より会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知、連絡等の発送をもってその効力を有するものとします。

第5条(個人情報保護)

当社は、当社の保有する会員の個人情報を、当社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第6条(諸費用)

1. 会員は、当社に対し、当社が別途定める期日までに、入会金及びコース月額費用等当社が別途定める諸費用(以下「諸費用」といいます。)をお支払いいただきます。
2. 会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、前項の諸費用をお支払いいただきます。
3. 一旦納入した諸費用は、返還できません。
4. 会員が第1項に定める期日までに諸費用を支払わない等債務不履行がある場合、会社は、会員 に対し通知をすることにより、未払いの諸費用と当社が会員に対して負う債務とを対当額にて相殺することがあります。
5. 第1項 に定める期日までに支払うべき諸費用全額のお支払いが完了しない場合、施設の利用ができなくなる場合があります。

第7条(会員証の発行)

1. 当社は、会員に対し、本サービスをご利用いただく為に必要なオンライン会員証の発行を専用のアプリにて発行するものとします。
2. 会員は、会員証を善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、会員本人のみが利用するものとします。会員は、会員証を紛失したときは、当社に対して速やかに紛失届を提出するものとします。この場合、会員は会員証の再発行を受けることができます。
3. 会員は、オンライン会員証の受取に伴い専用のアプリをダウンロードするものとし、その費用を全て負担するものとする。

第8条(会員資格の相続・譲渡)

本サービスの会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権および譲渡担保権の設定その他 一切の処分をすることができません。

第9条(ビジター)

1. 次の各号に該当する場合、会員以外の方(以下「ビジター」といいます。)も、本サービスをご利用いただくことができます。
 - (1)会員の同伴者のうち当社が別途定めた条件により認めた者
 - (2)その他、当社が別途定めた条件により入会前に本ジムの利用を認めた者
2. ビジターは、当社が別途定める施設利用料をお支払いいただくことがあります。
3. ビジターは、本利用規約を遵守しなければなりません。

第10条(禁止事項)

会員(ビジターを含みます。以下本条において 同様です。)は、本サービスご利用において次の行為をしてはいけません。

- (1)他の会員や専属トレーナー及び本サービススタッフを誹謗、中傷する行為。
- (2)他の会員や専属トレーナー及び本サービススタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の 一切の暴力行為。
- (3)大声、奇声を発する行為、他の会員や専属トレーナー及び本サービススタッフの行く手を塞ぐ等の 威嚇行為や迷惑行為。
- (4)物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や専属トレーナー及び本サービススタッフが恐怖を感じる 危険な行為。
- (5)本サービスの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
- (6)他の会員や専属トレーナー及び本サービススタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話 しかける等の行為。
- (7)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で専属トレーナー及び本サービススタッフを拘束する 等の迷惑行為。
- (8)痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
- (9)刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち 込む行為。
- (10)物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
- (11)高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内へ持ち込む行為。
- (12)他の会員、専属トレーナー及び本サービススタッフに対する、会社以外の他社への就職あっせん や引き抜きや勧誘行為。
- (13)その他法令および公序良俗に反する一切の行為。

第11条(免責)

1. 会員(ビジターを含みます。以下本条において同様です。)が本ジムの利用中または本ジムの外 で被った損害や怪我その他の事故について、専属トレーナーや会社に故意または重大な過失が ない限り、本ジムは、当該損害に対する一切の責任を負いません。
2. 本ジムは、第15条第11号で会員が高額な金銭、貴金属その他貴重品を当ジムに持ち込むことを 禁止しております。会員が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、会社に 故意または過失がない限り、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。
3. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、会社は一切関与いたしません。

第12条(会員の損害賠償責任)

会員(ビジターを含みます。以下本条において 同様です。)が本サービスの利用中、本サービスまたは第三者 に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負い、本サービスに対して一切迷惑をかけないものとします。

第13条(会員資格喪失)

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1)第18条により除名されたとき。
- (2)死亡したとき。
- (3)会社が入会手続きをした施設の全部を第23条により閉鎖したとき。
- (4)法人会員においては、法人会員契約の終了または変更により会員資格を喪失したとき。

第14条(予約の変更・キャンセル)

予約の変更・キャンセルについては、専属トレーナーとの決定または別途施設内諸規則に定めるとおりとします。

第15条(有効期限の延長)

会員(ビジターを含みます。)は、コース(回数券)の有効期限内に規定回数のトレーニングを実施できないときは、有効期限の延長手続きを行うことができるものとします。延長期間については、施設内諸規則に定めるとおりとします。

第16条(中途解約)

- 1.会員(ビジターを含みます。以下本条において同様です。)は、お申込みされたコースに係る契約を自己都合により中途解約するときは、書面により解約の申出を行うものとします。当該契約は、会員の当該解約の申出により解約されます。
2. 前項により会員が、1回目のトレーニング(トレーニングは有償のものに限ります。本条において以下同様です。)前に中途解約した場合、割賦販売契約か否かを問わず、コース費用以外の費用については、法令の定めにより当社が責任を負担すべき場合を除いて、理由の如何を問わず返還いたしません。

第17条(施設内諸規則の遵守)

会員(ビジターを含みます。)は、本サービスの利用にあたり、本利用規約および施設内諸規則を遵守し、担当トレーナー及び本サービススタッフの指示に従っていただきます。また、本サービス内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

第18条(除名等)

1. 会社は、会員が次の各号に該当するときは、その会員を本ジムから除名することができます。除名された会員は、以後本サービスの利用が一切できません。

- (1)第5条の入会資格(第7号を除く)を喪失したとき。または、入会資格(第7号を除く)を満たしていなかったことが入会後に判明に該当した場合、以後本サービスの利用を一切したとき。
- (2)本利用規約および施設内諸規則に違反したとき。
- (3)他の会員、ビジターや本サービススタッフ及び本サービス関係者を誹謗、中傷し、当社に被害の届出があったとき。
- (4)他の会員、ビジターや本サービススタッフ及び本サービス関係者を殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為があったとき。
- (5)大声、奇声を発する行為、他の会員、ビジターや本サービススタッフ及び本ジム関係者の行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
- (6)物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員、ビジターや本サービススタッフ及び本サービス関係者が恐怖を感じる危険な行為があったとき。
- (7)本サービスの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為があったとき。
- (8)他の会員、ビジターや本サービススタッフ及び本サービス関係者を待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、当社にその旨の届出があったとき。
- (9)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で本サービススタッフ及び本サービス関係者を拘束する等の迷惑行為があったとき。
- (10)痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為があったとき。
- (11)刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為があったとき。
- (12)物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為をおこない本サービススタッフ及び当社の中止勧告に従わないとき。
- (13)割賦利用による諸費用の支払いを連続して2ヶ月間怠ったとき。
- (14)本サービススタッフ及び本サービス関係者に対する会社以外の他社への就職あっせんや引き抜き等の行為を行ったとき。
- (15)当社の許可なく、直接専属トレーナーからトレーニングを受けたとき。
- (16)法令および公序良俗に反する一切の行為を行ったとき。
- (17)本サービススタッフが会員と連絡が取れなくなった場合、もしくはトレーニングを4回以上無断でお休みされたとき。
- (18)その他会社が会員としてふさわしくないと認めたとき。

2. 当社は、ビジターが諸施設の利用中に前項各号に該当した場合、以後諸施設の利用を禁止します。

第19条(施設の閉鎖・休業および解散)

会社は、次の各号に該当するときは、本サービスの 全部または一部の閉鎖、休業または本サービスの解散(以下「閉鎖等」といいます。)をすることができます。閉鎖等が予定されている場合は、原則として2週間前までに会員に対しその旨を告知します。

- (1) 気象災害その他外因的事由により、会員に 危険が及ぶと当社が判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検を実施するとき。
- (3) 定期休業によるとき。
- (4) 事業譲渡その他本サービスの運営事業の承継、本サービスの運営事業の撤退その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき。

第20条(利用の禁止)

会員(ビジターを含みます。)が次の各号に該当するときは、本サービスの利用を禁止します。

- (1) 暴力団関係者であるとき。
- (2) 伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患しているとき。
- (3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
- (4) 妊娠しているとき、
- (5) その他、正常な諸施設の利用ができないと本サービススタッフまたは当社が判断したとき。

第21条(利用の一部制限)

会員(ビジターを含みます。)が次の各号に該当するときは、本ジムの利用を一部制限します。

- (1) 飲酒等により、安全に本ジムを利用することができないと本サービススタッフまたは当社が判断したとき。
- (2) 医師等から運動、入浴等を禁止されている
- (3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
- (4) 妊娠しているとき。
- (5) 事前の問診および検査(脈拍・血圧等。)により、安全に運動ができないと本サービススタッフまたは当社が判断したとき。
- (6) その他、正常な施設利用ができないと本サービススタッフまたは当社が判断したとき。

第22条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

1. 会社は、会員が負担すべき諸費用について、会社が必要と判断したときは変更することができます。
2. 会社は、施設運営システムを、会社が必要と判断したときは変更することができます。
3. 前二項の場合、会社は2週間前までに、会員にこれを告知します。
4. 会社は、担当トレーナーの病気その他やむを得ない事情がある場合には、担当トレーナーを変更をすることがあります。
5. 前項の場合、変更が決定した段階で、会員にこれを告知します。

第23条(本会則等の改訂)

会社は、本利用規約および施設内諸規則の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは会社は予め改訂の2週間前までに告知することにより、改訂した本利用規約および施設内諸規約の効力は全会員に及ぶものとしします。

第24条(告知方法)

本利用規約における会員への告知は、会社のホームページの掲載及び会員から届出のあった電子メールアドレスまたはLINEアカウント宛てに電子メールまたはメッセージを送信して通知する方法によるものとしします。

第25条(管轄の合意)

本会則および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、横浜地方裁判所小田原支部を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

改訂日:2023.9.10

MILO GYM
